独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等) 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び 数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締結した日	随意契約によることとした業 務方法書又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数		公益法人の場合 国所管、都道 府県所管の区	応札·応募者	,備考
台湾における情報収集・調査等	独立行政法人日本貿易振興機構 海外調査部長 木村洋一 東京都港区赤坂1丁目 12番32号	2020/6/1	事務所を設置していない 台湾において、機構と同 等の定点的な調査・情報 収集を実施するには、現 地における日本の公的湾 当局との関係でも唯一の 窓口機関として機能している も湾交流協会を通じ た実施が必要不可欠る もた実施が会計規程第35条 第1項第一号)。		4,779,660		_	公財	国所管	数	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。 (注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。